

佐世保市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐世保市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、佐世保市広告事業実施要綱（平成18年7月1日施行。以下「要綱」という。）及び佐世保市広告掲載基準（平成21年1月14日施行。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が購入代金を負担し、佐世保市立図書館（以下「図書館」という。）に提供する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供するものとする。

2 雑誌スポンサーが図書館に提供した雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第3条 雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者のほか、佐世保市立図書館長（以下「図書館長」という。）が適当と認める者を対象とし、個人による広告掲出は認めないものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者については、雑誌スポンサー制度による広告掲出を認めない。広告の掲出期間中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 掲載基準第4条に規定する業種又は事業者に該当する者

(2) 次のいずれかに該当する者

イ 役員等（個人事業主等においてはその者を、企業、公共的団体等においてはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 市町村税を滞納している者
(広告掲出期間)

第4条 広告の掲出期間は原則として5月1日から翌年3月31日までとし、年度途中からの掲出は行わないものとする。

(雑誌スポンサーの申込み)

第5条 雑誌に広告を掲出しようとする者は、図書館が指定する雑誌のうちから掲出を希望する雑誌を選定し、雑誌スポンサー制度申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、毎年図書館長に提出するものとする。

(1) 広告図案

(2) 会社概要その他申込者の業種等が確認できるもの

(3) 市町村税を滞納していないことを証する書類

(雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第6条 図書館は、広告掲出の申込みを受けたときは、雑誌スポンサーとしての選定の可否及び広告内容について、掲載基準に基づき審査するものとする。

2 広告内容が要綱第3条第1項各号のいずれかに該当するおそれのあるときは、佐世保市広告審査委員会において審査するものとする。

3 前2項の審査の結果、広告内容の修正、削除等が必要と判断された場合は、申込者に審査の結果を通知するものとし、申込者が当該通知に基づき広告内容の修正、削除等を行ったときは、前2項の規定により再度審査を行うものとする。ただし、申込者が修正、削除等を行わないときは、当該申込者は、申込みを取り下げたものとみなす。

(審査会)

第7条 前条第1項の審査を行うため、図書館内に審査会を設置する。

2 審査会の委員長は図書館長が務め、委員に館長補佐、係長その他図書館長

が必要と認める者をもって充てる。

3 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

(覚書)

第8条 図書館長は、雑誌スポンサーを決定したときは、速やかに通知するとともに、雑誌スポンサーと覚書（第2号様式）を締結するものとする。

(広告内容の変更)

第9条 雑誌スポンサーは、広告内容を変更しようとするときは、広告内容変更申込書（第3号様式）を図書館長に提出するものとする。

2 広告内容の変更については、第6条の規定を準用する。

(広告掲載の責務)

第10条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(掲出の中止)

第11条 雑誌スポンサーは、広告の掲出を中止しようとするときは、雑誌スポンサー制度中止届（第4号様式）を図書館長に提出するものとする。

2 前項の規定による届出があった場合又は雑誌スポンサーが掲載基準第4条に規定する業種又は事業者該当するに至った場合は、図書館長は、広告の掲出を中止するものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。